

関西現代音楽交流協会規約

1987年4月20日制定

最近改正2012年1月8日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、関西現代音楽交流協会と称する。

(目的)

第2条 本会は、現代音楽を志す人達の交流の環を広げ、その活動を活性化することにより、音楽文化の普及と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 1) 創作(作曲)活動の奨励
- 2) 現代音楽の普及のための活動
- 3) 演奏会の開催(開催手順については別に定める)
- 4) その他、本会の目的達成に資するために必要な事業

(事務所)

第4条 本会は、事務所をトントレフ・ヒコ(大阪市)に置く。

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1) 正会員 - 本会の目的に賛同して入会した作曲家・演奏家及びこれに準ずる者
- 2) 準会員 - 本会の目的に賛同して入会した学生
- 3) 賛助会員 - 本会の目的に賛同し、その活動を後援する団体及び個人
(賛助会員の特典については別に定める)
- 4) 名誉会員 - 本会の会員のうち、本会の活動に特に顕著な功績がありと認められた者については、総会での承認を経て名誉会員の称号を贈ることができる。名誉会員であることは、1)・3)項の会員であることを妨げない。

(入会)

第6条 本会へ正会員・準会員及び賛助会員として入会しようとする者は、会員の紹介により所定の申込書を委員長に提出し、委員会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員・準会員の入会金は1,000円とする。

② 会員の会費については別に定める。

(会員の権利)

第8条 正会員は、本会の運営及び本会の行なう事業その他に関し、総会あるいは委員会において議決権を有し、役員を選挙権、被選挙権を有する。

(資格の喪失)

第9条 会員は次の事由によって、その資格を喪失する。

- 1) 退会したとき
- 2) 死亡したとき、又は会員である法人が解散したとき
- 3) 除名されたとき

(休会・復会及び退会)

第10条 会員の休会・復会については、委員長に必要な届出を行うものとする。休会及び復会に関する詳細は別に定める。

2 会員が退会しようとするときは、退会届を委員長に提出するものとする。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、委員長がこれを除名することができる。

- 1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為が生じたとき
- 2) 会費を3年以上滞納し、支払う意思のないとき

第3章 役員

(役員)

第12条 本会には次の役員を置く。

- 1) 委員5名
(内、委員長1名、事務局長1名、事務局員1名、書記1名、会計1名)
- 2) 会計監査役1名

(役員を選出)

第13条 委員長及び事務局長は正会員の中から無記名投票により選挙され、委員長は会員の中から事務局員、書記、会計の委員を定める。

- ② 会計監査役は、委員会により正会員の中から委嘱される。
- ③ 委員長は必要に応じて、会員または名誉会員の中から、第12条に定める役員の外に相談役を任命することができる。

(役員の仕事)

第14条 委員長は本会を代表し、その業務を統括する。

- ② 事務局長は、本会の会務を執行し、委員長を補佐し、委員長不在又は事故あるときは、その職務を代行する。
- ③ 委員は、委員会を組織する。委員会の議長は委員長とする。委員長及び事務局長は本会の業務の遂行に関して、その方針及び基本的事項につき、これを委員会に諮らねばならない。委員会は、委員長がこれを招集する。
- ④ 委員会は、委員の委任状を含む過半数の出席により成立する。委員会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、賛否同数のときは、委員長がこれを決定する。委任状は表決に加えない。

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は3年とし、再任は妨げない。ただし、仕事連続した継続は2期を限度とする。

- ② 役員は、仕事満了後も後任者の就任するまでその仕事を継続する。

(役員の仕事)

第16条 役員はその任期中に事故のあるとき、委員会の承認を得て仕事することができる。

- ② 役員を仕事する者のあるとき、委員会はその後任者の補充を行わなければならない。その仕事は、前任者の仕事の残りとする。
- ③ 委員を仕事する者のあるとき、当該委員の選出された選挙における次点者を以って補充する。

第4章 総会

(総会の招集)

第17条 通常総会は年1回開かれ、委員長がこれを招集する。

- ② 臨時総会は、委員会がこれを必要と認めるとき、委員長が招集する。
- ③ 前項の他、正会員の3分の1以上から会議に附すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、委員長は、その請求があった日から30日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
- ④ 総会の招集にあたり、委員長は少なくとも15日以前に議題、日時、場所を全会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 通常総会の議長は委員長とし、臨時総会の議長は、会議の都度、出席会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第19条 本会の、次に記す事項については、総会の議を経、総会の議決によらねばならない。

- 1) 各年度の事業計画、収支予算
- 2) 各年度の事業報告、収支決算
- 3) 規約の改廃
- 4) その他、総会により議決を必要と定められた事項

(総会への報告事項)

第20条 本会の次に記す事項については、総会に報告されねばならない。

- 1) 選挙の結果
- 2) 各年度の役員人事
- 3) その他、総会により総会への報告を必要と定められた事項

(総会の定足数等)

第21条 総会は、出席者数が、委任状を含め、正会員の2分の1を越えた場合成立する。

- ② 議会の議決は、出席正会員の過半数の賛成を必要とする。委任状は表決に加えない。賛否同数のときは、議長がこれを決定する。
- なお、第19条-3)、規約の改廃に関する決議は、出席正会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(会員への通知)

第22条 総会の議事の要領、及び議決した事項は会員に通知する。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第23条 本会の資産は、会費、寄付金、総会の承認するその他の収入をもってこれにあてる。

(経費の支弁)

第24条 本会の経費は、前条に規定する本会の資産及び資産から生ずる収入をもってこれにあてる。

(会計業務)

第25条 本会の会計業務は会計担当委員がこれを行ない、委員長がこれを統括する。

- ② 委員会は、会計業務担当者からその業務内容の報告を求め、あるいは執行に関し、修正を指示することができる。
- ③ 会計監査役は本会の会計を監査し、これを総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則 本規約に規定しない事項については、委員会がこれを定めることができる。

本規約は、1987 年8 月30 日より施行する。

本規約は、1987 年10 月16 日より施行する。

本規約は、1988 年12 月11 日より施行する。

本規約は、1994 年12 月12 日より施行する。

本規約は、1996 年12 月18 日より施行する。

本規約は、2004 年12 月19 日より施行する。

本規約は、2012 年1 月9 日より施行する。